福島県告示第六号

平成22年1月8日 金曜日

光班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業部商工観 二年一月八日から同年二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

法第八条第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要

福島県河沼郡会津坂下町字舘の下三百三十九番地

COOP BESTA ばんげ

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

佐 藤 雄 平

課及び福島県県南建設事務所で平成二十二年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

平成二十二年一月八日

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福島県告示第七号

### 目 次

告

示

○土地区画整理組合の事業計画の変 ○大規模小売店舗の変更の届出につ ○道路の区域を変更する件二件 いて意見があった件

した旨届出があった件

石川線 県道白河

番

地先から

同

市東蕪内字南屋敷

七四番地先まで

変更後

○ <u>£</u>,

、二八〇・〇

(道路計画課)

四八・○

二七 . 五

八・五~

二八〇・〇

白河市借宿尾柄沢六二

変更前

路

線 名

X

間

更後の別

変更前変

敷 (メ | 地

0)

延

長

1 幅 ル 員

メー

1

ル

福島県知事

佐

藤

雄

平.

○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があった件

○土地改良区の役員が退任した旨届 出があった件

○地域森林計画を定めた件

○地域森林計画を変更した件三件

公

○土地区画整理法により換地処分を

更を認可した件

○公の施設の指定管理者を指定した

福島県告示第八号

課及び福島県南会津建設事務所で平成二十二年一月八日から二週間 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 平成二十二年一月八日 福島県土木部道路総室道路計画 一般の縦覧に供する。

福島県知事 佐 藤 雄 平.

田 県 島 道 線 高	路 線
線高陽	名
四地先まで 四地先まで 四地先まで 四地先まで 四地先まで	区間
変更後	更後の別
二五 二五 - · 四 二 · 二 二 · 二	(メートル)敷 地の 幅 員
======================================	(メートル) 長

(道路計画課)

土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、 土

福島県告示第九号

(商業まちづくり課)

四

三

地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十二年一月八日

鏡石町境土地区画整理組合 土地区画整理組合の名称

事務所の所在地 岩瀬郡鏡石町境七十一番地

平成四年七月十七日 設立認可の年月日

平成二十一年十二月二十五日 変更認可の年月日

変更の内容 事業施行期間

<u>Ŧ</u>i.

変更前 平成四年七月十七日から平成二十二年三月三十一日まで 平成四年七月十七日から平成二十六年三月三十 一日まで

(まちづくり推進課)

# 福島県告示第十号

市から県中都市計画事業郡山南拠点土地区画整理事業について換地処分をした旨届出が あった。 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、郡山

平成二十二年一月八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(まちづくり推進課)

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 次のとおり公告する。

平成二十二年一月八日

名称

代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

公告第四号

福島県知事 佐 藤 雄

平

平成二十一年十二月二十日申請のあった年月日

特定非営利活動法人農産加工グループAKAZA

 $\equiv$ 

佐 藤 雄 平

福島県知事

Ŧi. 定款に記載された目的

することを目的とする。 たちと共に、健康で安心して暮らしていける地域づくりを目指し、福祉の増進に寄与 この法人は、会津坂下町及びその近隣に居住する人々、地域高齢者・障がい者の人

福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字松原二千八百四十五番地三

(文化振興課)

公告第五号

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 次の

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十二年一月八日

土地改良区の名称

伊南土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

羽染 幸雄

南会津郡南会津町宮沢字下ノ原九六五番地

(農村計画課)

公告第六号

第六項の規定により次のとおり公表する。 林計画区に係る地域森林計画を平成二十一年十二月二十八日にたてたので、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、 同法第六条 阿武隈川森

平成二十二年一月八日

公表する内容

見の要旨及び当該意見の処理の結果 阿武隈川地域森林計画並びに森林法第六条第二項の規定により申し立てがあった意

福島県知事

佐

藤

雄

平

公表する場所

島県県中農林事務所森林林業部及び福島県県南農林事務所森林林業部 福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県県北農林事務所森林林業部、 福

(森林計画課)

公告第七号

第六項の規定により次のとおり公表する。 計画区に係る地域森林計画を平成二十一年十二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 一月二十八日に変更したので、 第五条第四項の規定により、 同法第六条 奥久慈森林

平成二十二年一月八日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

福

公表する場所

平成二十二年一月八日

第2145号

た意見の要旨及び当該意見の処理の結果 公表する場所 変更後の奥久慈地域森林計画並びに森林法第六条第二項の規定により申し立てがあっ 公表する内容 福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県県南農林事務所森林林業部

## 公告第八号

画区に係る地域森林計画を平成二十一年十二 六項の規定により次のとおり公表する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 一月二十八日に変更したので、 第五条第四項の規定により、 同法第六条第 会津森林計

平成二十二年一月八日

佐 藤 雄

平

福島県知事

た意見の要旨及び当該意見の処理の結果 変更後の会津地域森林計画並びに森林法第六条第二 公表する内容 一項の規定により申し立てがあっ

福島県南会津農林事務所森林林業部 福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、 公表する場所 福島県会津農林事務所森林林業部及び

森林計画課

### 公告第九号

六項の規定により次のとおり公表する。 画区に係る地域森林計画を平成二十一年十二月二十八日に変更したので、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、 同法第六条第 磐城森林計

平成二十二年一月八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

た意見の要旨及び当該意見の処理の結果 変更後の磐城地域森林計画並びに森林法第六条第二 公表する内容 一項の規定により申し立てがあっ

福島県相双農林事務所森林林業部及び

### 公告第十号

福島県いわき農林事務所森林林業部

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、

六十八号)第三条の規定により、 福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第 公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

森林計画課

管理を行わせる公の施設の名称

福島県知事

佐

藤 雄 平

- 福島県県営住宅等 (会津地区)
- 福島県県営住宅等(いわき地区)
- 指定管理者として指定したもの 指定の期間 名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター 主たる事務所の所在地 福島市五月町四番二十五号

(森林計画課)

2

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(建築住宅課)

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

再生紙を使用しています。

【定価

1 箇月 3,390円】

福 息株式会社 第 県刷 発行者 印刷所 島 印